

朗報

大型自動車免許 取得をお考えの方



特定一般教育訓練 給付金対象 **5** 講座 **開講中**

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

受講者ご本人様が特定一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の4割に相当する額が公共職業安定所から(上限20万円)支給されます。一定の条件を満たした方が対象となりますので対象になるか、事前にハローワークでのご相談が必要です。

ご相談は受講希望予定の概ね 1 か月半前をお勧めします (訓練前キャリアコンサルティング)

教育訓練講座	現有免許	入学金	受講料	入学金・受講料 合計金額	その他 経費
大型自動車 第一種免許	普通自動車第一種免許所持	44,000	349,250	¥393,250	25,300
	準中型自動車5+限定第一種免許所持	44,000	307,450	¥351,450	25,300
	準中型自動車免許所持	44,000	272,800	¥316,800	25,300
	中型自動車8+限定第一種免許所持	44,000	241,450	¥285,450	25,300
	中型自動車第一種免許所持	44,000	178,750	¥222,750	25,300

(税込)

現在お持ちの免許で教習内容が変わります。詳しい内容はお気軽にお問い合わせください！

お問い合わせ先

島原自動車学校



0120-625-408

ムジコ

シバラ